（運転者等台帳）

第五十一条の二十三　（略）

2　（略）

（削る）

（自家用有償旅客運送自動車内の表示）

第五十一条の二十八　自家用有償旅客運送者は、第五十一条の十四第一項の対価のほか、自家用有償旅客運送自動車内に、当該自家用有償旅客運送者の名称及び当該自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第二条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（早発の禁止） **第十二条**　一般乗合旅客自動車運送事業者は、第五条第一項第三号及び第三項第三号の規定により営業所及び停留所に掲示した発車時刻又は同条第一項第四号若しくは第五号の規定により営業所に掲示した発車時刻前に、事業用自動車を発車させてはならない。 （特定自動運行保安員の業務等） **第十五条の二**　（略） 2～7　（略） 8　特定自動運行旅客運送を行う旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保のため、特定自動運行保安員に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。 一～十　（略） （削る） 十一　（略） 9～11　（略） 12　特定自動運行旅客運送を行う旅客自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させるときは、当該特定自動運行保安員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が特定自動運行保安員であることを表示させなければならない。 **第三十六条**　旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。次条第一項、第二項及び第五項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者を運転者等として選任してはならない。 一～四　（略） 2　（略）	（早発の禁止） **第十二条**　一般乗合旅客自動車運送事業者は、第五条第一項第三号及び第二項第三号の規定により営業所及び停留所に掲示した発車時刻又は同条第一項第四号若しくは第五号の規定により営業所に掲示した発車時刻前に、事業用自動車を発車させてはならない。 （特定自動運行保安員の業務等） **第十五条の二**　（略） 2～7　（略） 8　旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保のため、特定自動運行保安員に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。 一～十　（略） 十一　乗務中は、第三十七条第六項の保安員証を表示し、又は特定自動運行事業用自動車内に掲示し、及び乗務を終了した場合には、当該保安員証を返還すること。 十二　（略） 9～11　（略） （新設） **第三十六条**　旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。次条第一項、第二項、第五項及び第七項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者を運転者等として選任してはならない。 一～四　（略） 2　（略）

（運転者等台帳並びに運転者証及び保安員証）

第五十一条の二十三　（略）

2　（略）

3　自家用有償旅客運送を行う特定非営利活動法人等は、自家用有償旅客運送自動車に運転者等を乗務させるときは、次に掲げる事項（特定自動運行保安員については、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、当該運転者等の写真を貼り付けた運転者証（特定自動運行保安員については、保安員証）を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

一　作成番号及び作成年月日

二　自家用有償旅客運送者の名称

三　運転者等の氏名

四　運転免許証の有効期限

五　第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項

（自家用有償旅客運送自動車内の掲示）

第五十一条の二十八　自家用有償旅客運送を行う市町村は、第五十一条の十四第一項の対価のほか、自家用有償旅客運送自動車内に、当該市町村の名称及び当該自家用有償旅客運送自動車の運転者等の氏名を旅客に見やすいように掲示しなければならない。